



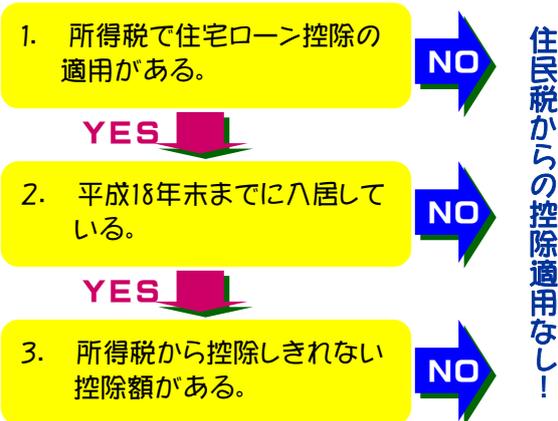
【目次】

- 住民税からの住宅ローン控除
- パートタイム労働法改正 Part1
～パートタイム労働者と正社員の均等待遇一部義務化へ～
- ちょっとべんりな豆知識 Excel

住民税からの住宅ローン控除のまとめ

2007. 4. 20及び10. 20付発行の本紙、当事務所ホームページ12. 12付のコラムでも紹介しています、住民税における住宅ローン控除について、実際の手続きが始まっていることもあり、手続きもれがないよう、今回まとめとして取り上げますので、今一度内容を確認されてみてはいかがでしょうか。

● 適用を受けられるかどうかの判定



以上の3要件を満たしている、住民税からの控除が受けられます。

● 控除となる例

所得金額140万円、ローン残高1,500万円

・ 税率改正前の所得税計算

所得税額 : 140万円 × 10% = 14万円

住宅ローン控除額 : 1,500万円 × 1% = 15万円

※所得税額14万円分が控除しきれなかった。

・ 平成19年分所得税の計算 (税率改正後)

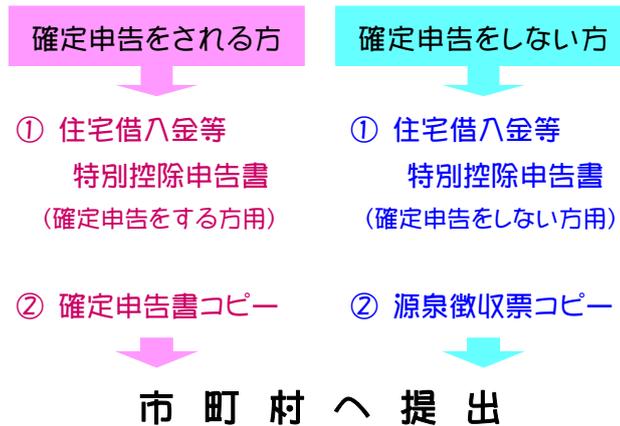
所得税額 : 140万円 × 5% = 7万円

住宅ローン控除額 : 1,500万円 × 1% = 15万円

※税率改正により本来控除されるはずであった7万円分が控除しきれない。

住民税から控除されることに！

● 適用を受けるには下記の手続きが必要



このように、税率改正前の所得税額と平成19年分以降の所得税額を比較し、控除しきれない額がある場合は、毎年3月15日(今年は3月17日)まで市区町村へ必要書類を提出することで住民税からの控除が受けられます。

なお、確定申告される方は、確定申告書と一緒に税務署へ必要書類を提出しても構いません。

パートタイム労働法が改正されます。

PART 1

1 パートタイム労働者とは？

パートタイム労働法における「パートタイム労働者」とは、「1週間の所定労働時間が、同じ事業所内の正社員と比較して短い労働者」とされています。また、「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時職員」「準社員」など呼び方が異なっても、この条件にあてはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてこの法律の対象となります。

1週間の所定労働時間が正社員と同じである有期労働契約者（いわゆるフルタイムパート）は、対象にはなりません。



しかし、この法律の趣旨が均等待遇を目指すものであることを考えると、フルタイムパートにおいても正社員との差別的待遇をなくさないといけません。

むしろ、差別待遇の根拠がないものとして、パートタイム労働者よりも先に手を打つ必要があるのかもしれない。

2 パートタイム労働者と正社員を比較する！

まず、対象となるパートタイム労働者を洗い出すため3つの要件を整理していきます。

要件① 職務内容が同じ

「実際に従事している業務と、その業務に伴う責任の程度」を考えます。具体的には職務の範囲、個々の作業の幅や組み合わせといった内容を見ていきます。作業に含まれている責任や権限、作業の難易度などに応じて求められる能力、肉体的・精神的負荷など細かな点も比較します。

要件② 人材活用の仕組みが同じ

実際の条文には、「職務内容及び配置が正社員と同一の範囲で変更される」とあります。

配置転換や、部署間の人事異動、転勤などを指し、正社員・パートタイム労働者を問わずに行われているのであれば該当します。さらに細かく言うと、それらの人事異動の幅・頻度、役割の変化（責任・権限の重さの変化）、人材育成のあり方など、労働者が時間的経過の中でどのような職務経験を積む仕組みがあるのか、ということと比較します。

要件③ 期間の定めのない労働契約

期間の定めなく雇用しているパートタイム労働者が該当します。また、形式上は有期労働契約となっても、実態として何度も自動更新されている労働契約や、更新の判断を特別に行っていない労働契約などは、期間の定めのない契約とみなされる可能性があります。

【図 1】



今回の改正では、待遇に関するものと、待遇以外のものに大別できます。その前に、今回の改正の全体像をまとめた上の【図 1】を見ながら、改正されるポイントを確認しましょう。

平成20年4月より改正パートタイム労働法が施行されます。今回の改正は、**パートタイム労働者と正社員の均等待遇を一部義務化**するという大幅な変更になりました。

パートタイム労働者が基幹的な業務を行っている企業の中には、影響を受けるところもあるかと思
います。今月号ではパートタイム労働者とは何か、また、改正のポイントをご紹介します。

◆その1 待遇に関するもの

対 象	内 容	義 務 努力義務
要件①②③	I すべての待遇で差別的取扱禁止	義 務
要件①	II 職務遂行に必要な教育訓練を実施すること	
全 体	III 一定の福利厚生施設について利用するよう配慮すること	
要件①②	IV 賃金を正社員と同一の方法で決めること	努力義務
全 体	V 賃金決定・教育訓練において職務の内容、成果、意欲、能力、経験等に応じて決めること	

◆その2 待遇以外に関するもの

対 象	内 容	義 務 努力義務
全 体	I 雇入のときに、一定の労働条件を明示すること	義 務
	II 雇入れ後、待遇について説明すること	
	正社員への転換推進の措置を図ること	
全 体	苦情の申し出があったら事業所内で自主的な解決を図ること	努力義務

それでは、今月は待遇に関する改正点を詳しく紹介していきます。

3 改正のポイント ～その1 待遇に関するもの～

I 差別的取扱の禁止

事業主は「正社員と同視すべきパートタイム労働者」（要件①～③すべてに該当）の待遇を差別的に取り扱うことが **禁止** されます。

II 職務遂行上必要な教育訓練を実施すること

パートタイム労働者と正社員の職務内容が同じ場合、その職務を遂行するに当たって必要な知識や技術を身につけるために正社員に実施している教育訓練については、パートタイム労働者が既に必要な能力を身につけている場合を除き、正社員と同様に実施することが **義務化** されます。

III 一定の福利厚生施設の利用を配慮すること

給食施設、休憩室、更衣室については、事業主はパートタイム労働者に利用の機会を提供するよう配慮することが **義務化** されます。この配慮義務とは、実際に使用させたかどうかというのではなく、使用できるよう整えておくことが必要です。

IV 賃金を正社員と同一の方法で決定すること

正社員と比較して、パートタイム労働者の職務内容と一定期間の人材活用の仕組みや運用が同じ場合（要件①と②に該当）、その期間については、正社員と同一の方法で賃金を決定することが **努力義務化** されます。

V 賃金決定・教育訓練も職務内容等に応じて決める

すべてのパートタイム労働者について、賃金を決定する際及び教育訓練を行う際には、職務内容の違い如何にかかわらず、事業主はパートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力及び経験などに応じて実施することが **努力義務化** されます。

今月号では、パートタイム労働者とは何か、また待遇に関する改正点をご説明いたしました。まずは、要件①～③より、該当するパートタイム労働者を洗い出し、待遇に関して見直さなければならない部分がないか確認が必要です。来月号では、引き続き待遇以外に関する改正点についてご紹介いたします。

Excel

エクセルを使った作業が、★楽になる関数と、☆楽しくなる機能を紹介します。

★作業が楽になる★ 関数(IF)

エクセル操作といえば、計算式の活用です。合計や平均を出したり、売上の表なら前年対比をセルに入力した計算式で自動的に算出したり、とても便利な機能です。しかし、その**計算のもとになる値がセルに入力されていない場合や、0のとき**、エクセルは計算結果として、**0**や**#N/A**、**#DIV/0!**のようなエラーを返して表の見栄えを悪くします。『値がない場合は計算式の入っているセルを空欄に見せたい』とき大活躍するのが、**関数(IF)**です。

3月以降の実績(D2)はまだわからない状態

	A	B	C	D	E
1	【売上表】	1月	2月	3月	4月
2	実績(①)	10	25	(D2)	(E2)
3	前年実績(②)	20	20	30	50
4	前年対比(①÷②)	50%	125%	#N/A	#N/A

数式(D4=D2/D3)は入力しておきたいが、エラーは表示したくない。(空欄に見せたい)

こんなときは、計算式をちょっと工夫します。

D4のセルに、
=IF(D2=0、“ ”、D2/D3)

と入力すると…

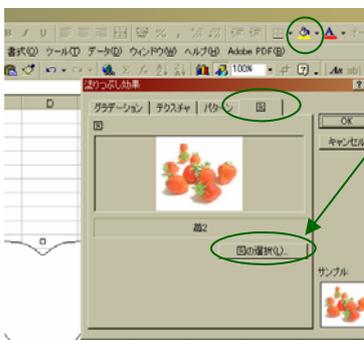
=もしも、D2が0だったら、D4は“空欄”にして、D2が0じゃないなら、前年対比(実績÷前年実績)を表示しなさい

という計算式になるので、3月の実績を入力しない限り、D4にはなにも表示されません。

計算式を毎回入力したり、印刷時だけエラー表示のセルをクリアする手間が省けます。

☆ちょっと楽しい☆ 写真で塗りつぶし

文章に写真など画像をいれたいとき、ちょっとしたのしい演出が図形描写の塗りつぶしでできます。オートシェイプで図形を描き、色塗りするとき



に、塗りつぶし効果を選びます。それから、図の選択でお好きな画像を選ぶと…こんな図形に変身!



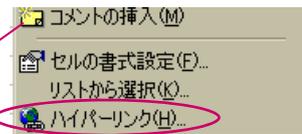
★作業が楽になる★ ハイパーリンク

複数のシートで入力作業をしたり、離れた場所同士のセルを行き来してデータ入力をするとき、シートを見出しをクリックして移動したり、画面上下にスクロールする手間がかかります。一気に違うシートや、次に入力したいセルまでジャンプできたら便利です。では、**ハイパーリンク**という機能を使ってみましょう。

	A	B	C	D
1	社員	うめ	さくら	もも
2	1月	10	5	
3	2月	10	6	
4	3月	12	7	
5	4月	15	10	
6	5月	1	15	
7	6月	10	5	
8		C2へジャンプ		

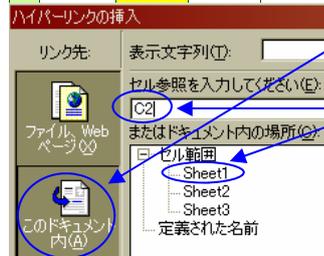
うめさんの1月から6月までのデータを入力したら、隣の列のさくらさんのデータ入力をしたい。

B8のセルで右クリックをすると、↓が表示されます。



ハイパーリンク(H)を左クリックします。

このドキュメント内(A)をクリックして、移動先のシートを選びセルの位置(さくらさんの1月はC2)を入力します。



さくらさんのC8でこの操作をして、D2へジャンプできるように設定すれば、テンキーとEnterキーだけで、スクロールの手間を省き連続して3人分のデータ入力ができます。

編集後記

突然ですが、みなさんは冬の季節にどんなことをしたり、どういうことを思い出したりしますか？ 一般的にはスキーやスノーボード、スケート、雪まつり、暖かい鍋等々、と思われそうですが、私は職業柄「確定申告」です。今年もこの季節がやってきました(苦笑)。(松本剛)

月刊グローバル 2008年3号
2008年2月20日発行
発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合道央労務管理協会 株式会社 札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948
E-mail info@dao.or.jp
URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。